―これから増える― 水の需要に節水を

バケツ一杯の節水が全市の水不足を緩和

これからだんだん暑くなりますと、水の使用量も増して市内の一部に水不足の状態を起すような心配もありますので、水道局ではそうしたことのないように現在の給水状態やこの対策についてお知らせし皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

新潟市の水道施設は、明治四十三年に通水を開始して以来昭和六年及び昭和二十六年の二回に亘り拡張工事を行つて、一応計画給水人口一五〇、〇〇〇人、配水能力一日三五、五〇〇立方米となりましたが、その後市勢の急激な発展に伴い給水人口も年々増加して現在では一八四、〇〇〇人を超えております。このため計画配水量より一二、〇〇〇立方米を上廻る四七、五〇〇立方米を配水して辛うじて給水をつゞけておる実情でありまして現有施設の配水能力は既にその限界に達しているのであります。そこで昨年度より五ヵ年計画で市内鳥屋野大島地内に、拡張工事を実施中で工事も順調に進んでおり昭和三十三年までには一部が完成する予定ですが、それまではどうしても水の絶対量が不足しますので、この水不足を緩和するための対策としまして次のようなことを行つております。

(1) **パイプクリーニング及び配水管の布設替**
送水管や導水管の内部をクリーニングしたり配水管の一部を布設替してそれぞれ流量の増加をはかつております。

(2) **漏水防止**
水道の給、配水管の老朽による漏水は配水量の約三〇％前後ですがこれは水道企業経営の面から見ても厳重に防止せねばなりませんので今回電波による漏水探知器及び地中管探知器を購入しまして漏水の完全防止を目標として調査に取りかかつております。

(3) **給水車の新設**
夏期において最も断水の甚しい山の下地区に対して給水する給水車を新設して需要者の不便を減少するよう努力します。

(4) **加圧ポンプ所の設置**
二葉町方面の高台地区の断水に対しては西大畑交番裏に加圧ポンプ所を設置して断水を解消します。

(5) **山の下大山町及び藤見町地内の配水管布設換工事**
この地区は地盤が高く夏期など水圧が低くなると水がそこを越して流れることが出来ないので、そのためこの部分を現在より低く布設換して容易に水が流れるようにするものであります。

(6) **給水調整**
高圧地区は低圧地区に比較して、水の出が良いので多少バルブを調整して低圧地区の断水を防止します。又局としては市民の日常生活上欠くことの出来ない飲料水を先ず第一に確保いたしますので庭園等の噴水、滝、プール等の不要、不急の使用を制限いたします。

以上のような対策を予定しておりますが、局としましては更に研究して出来る限り皆さんに不便をおかけしないよう努力しておりますが、需要者の皆さんにおかれましても節水に御協力下さいまして次のことを必ず励行して下さい。

(1) 道路や庭などの水撒きには一旦使用した捨水を使うこと。
(2) 朝夕の食事前後は使用量の増加により水の出が悪くなり勝ちですから夜間使用量の減少しておる時刻に「バケツ」や「カメ」等に貯めておくこと。
(3) 洗濯等で大量に水を使用される場合、水の出し放しはやめること。

なお漏水がありましたら直ちに水道局又は最寄りの水道局派出所に連絡して修理されるよう併せてお願いします。

映画や幻灯

皆さんの集会にご利用下さい

最近いろいろのことを相談したり、みんなでレクリエーションを楽しむ為の集会や、子供達の補導を目的とした子供会がさかんになつてまいりましたことは大へんよろこばしいことだと思います。そんな場合に、映画を用いたり幻灯や紙芝居を見せたりしますと、尚更その集会が有意義な楽しいものになると思います。

市教育委員会の社会教育課では、そのような集会の場合に役立てていたゞくために従来よりいろいろな視聴覚機材や教材を整えておりますが、今度更に十六ミリ家庭用映写機を新しく購入しました。この機械は今までのものより小型でありますので運搬も楽でありますし操作も容易であります。普通の家庭で六畳二間位の広さで充分映写することができますし、練習すれば自分で写すこともできます。貸出しは一切無料でありますし、手続きも簡単です。責任者の方がお出でになつて申込んで下さればよろしいのです。

なお申込は少くとも一週間位前にお願いいたします。但し次のような場合は貸出しはお断りしております。

①個人又は一家庭だけでお使いになる場合
②借り出し責任者がはつきりしていない場合
③ある特定の利益を得るために利用する場合
④この映写機を使つて劇映画（映画館で上映される映画の十六ミリ版）を他から借りて映写する場合

その他不明なことや、ご利用になる場合は、電話(3)の二一六一番の社会教育課にお問合せ下さい。

ご利用になる教具、教材は次のものがあります。

○映写機　映画フイルム
○幻灯機　幻灯フイルム
○紙芝居　紙芝居舞台
○テープコーダ　録音テープ（有名人の講演や、座談会記録や文学解説等）

説明　購入した新しい映写機とその利用

煙突火事はこうして防ごう

最近煙突の不良から起る火災が非常に多くなつておりますので、市の消防本部では、次の点について特に注意するようのぞんでおります。

一、煙突の煙が軒裏や壁板に当つていないか。
二、煙突が壁板や木部に接着していないか。
三、煙突の継ぎ目、曲り角から煙が洩れたり又は破損箇所はないか。
四、煙突の貫通している部分の壁や屋根にめがね石など取付けてあるか。
五、煙突の中に煤が沢山着いていないか。

又常に危険であると認められる悪い箇所は直ちに修理して火の粉を発散させないよう掃除を励行して火災の未然防止に当ることについて強く要望しております。

なおこのことについて、市の火災予防条例に建築物に附属する「煙突及び煙道」の基準が次のように示されておりますので不完全なものは直ちに改善するようにして下さい。

○煙突の屋上突出部は、屋根面から垂直距離を六十センチメートル以上とすること。
○煙突の高さはその先端からの水平距離一メートル以内に建築物がある場合においては、その軒から六十センチメートル以上高くすること。但し先端は窓その他の開口部から三メートル以上はなすこと。

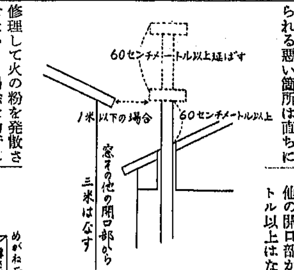

○金属性又は石綿製煙突は木材その他の不燃材料から十五センチメートル以上離し可燃性の躯体天井及び屋根を貫通する場合は、めがね石を用い又は金属以外の不燃材料で覆う部分はこの限りでない。
○煙突又は煙道は可燃物から十五センチメートル以上はなすこと。

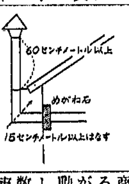

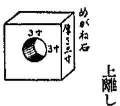

公認された水道工事業者

水道局では今年の四月から水道工事業者の公認制を実施いたしましたがこれまで（六月二十日現在）に公認になつた水道工事業者は次のとおりであります。

今後皆さん方のご家庭で水道工事を行われる場合水道局へ直接お頼みになる外は、これらの工事店にお頼み下さい。これ以外の水道工事店では水道の新設工事はできないことになつておりますからご注意下さい。なお新設工事以外の増設工事や変更工事等は、当分の間これ以外の水道工事店でも取扱つております。

公認水道工事業者名簿

登録番号	会社名	住所	電話番号	代表者
1	新潟企業株式会社	下大川前通二ノ丁2,230	(2)2,676 (2)9,309	瀬谷　照
2	株式会社大阪暖房商会新潟出張所	流作場2,052	(2)4,258	永塚　鉄也
3	株式会社植木組新潟出張所	流作場元新洲2,495	(3)1,442	植木　豊太
4	江川工業所	東堀通十番町	(2)0,032	江川　清
5	株式会社日東鉄道工業新潟営業所	古町通十番町1,671	(2)6,985	稲庭左武郎
6	有限会社三協配管工業	鐙田町三丁目	(3)0,312	仁多見一男
7	新潟商事株式会社	長嶺212	(2)9,687	平井寅三郎
8	星山工業合資会社	沼垂日吉町5,445	(3)1,509	星山　新
9	畑山工業株式会社	附船町一丁目	(3)0,418	竹林　春吉
10	井上工業株式会社	東堀前通六番町	(2)4,925 (3)0,503 (3)0,504	井上　芳三
11	新潟水道工事協同組合	西堀通五番町（丸清工業所内）	(2)9,348	畑山　清
12	川崎設備工業株式会社新潟出張所	秣川岸通二丁目2,377	(2)2,463	吉田　明男
13	大東工業株式会社	沼垂558	(3)2,629	長谷川　芳
14	株式会社永原商会	東大畑通一番町651	(2)0,509	永原長次郎
15	新潟工業株式会社	入船町三丁目3,702	(2)6,884	小島　松一
16	大東建設株式会社	寿町一丁目4,859	(2)8,870	大谷　林晋
17	東北設備工業株式会社	関屋下川原町二丁目483	(2)4,654	皆川　孝吉
18	一不二配管工業合資会社	西堀通二番町778	(3)4,029	玉林　美雄
19	有限会社近藤組新潟営業所	下大川前通四ノ丁	(2)8,533	近藤　元次
20	種村機械工業所	東堀通二番町485	(2)2,310	種村　富広
21	協和設備工業所	東堀通三番町480	(2)8,638 (2)5,765	倉島　芳男
22	北陸工業株式会社	古町通六番町新潟ビル三階	(2)9,545	北村忠一郎
23	朝日電機工業所	東万代町	(2)6,967	斎藤　佐一
24	日本パイプ設備工業株式会社	花町1,984	(2)7,392	村跡　平治
25	株式会社西原衛生工業所新潟出張所	寄居町332	(3)4,436	幸田　録郎

商業統計調査

7月1日現在で実施される

通商産業省では、七月一日現在で全国の卸売、小売業等を営んでいる商店について洩れなく商業統計調査を実施することになりました。

この調査は、すでに昭和二十七年に第一回調査が行われ、今回は第三回目の調査でありますが、商業統計調査の目的とするところは、全国の商店が現在どのような経営活動を行つているかを調査し、結果をとりまとめた数字によつて商業全般の実態を把握して、適切な商業政策を立てる上の基礎資料とするものであります。したがつてこの調査は、商店の皆さんから必ず報告していただくため、また真実を報告していたゞくために、統計法に基く「指定統計調査」となつております。

このため皆さんからご提出願つた調査票の取扱いについては、慎重な配慮がなされ、統計法に基いて調査票を統計以外の目的たとえば、徴税その他皆さんのご迷惑となるような使途に用いることは禁ぜられており、統計調査に従事する者は、通商産業省、都道府県、市町村の職員のうち統計事務に従事している職員とし、調査のため直接皆さんの所にお伺いする者は知事が任命した商業統計調査員に限られ、これらの者が皆さんのご報告になつた事項を他に洩らしたときは罰せられるなど、皆さんの経営上の秘密の保護については、万全の措置がなされております。このたびの商業統計調査は、前記のような目的によつて、国が商店だけについて行う唯一の調査で、しかも二年に一回行うものであり、かつ調査事項については必要最少限度に止めてありますからその実施にあたつて調査を受けられることになつた皆さんの十分なご理解とご協力をお願いいたします。

就業構造基本調査のお願い

総理府統計局では、このたび全国から一部の区域を選んで、七月一日現在で就業構造基本調査を行うことになりました。

この調査は、皆さん方のお仕事の状態などについておたずねして、雇用問題や失業問題などの対策をたてるのに必要な統計資料を作るために行うものであります。

そこで国から指定された調査地域に、市でお願いした調査員の方々が皆さん方のお宅を訪問して準備調査を行うことになりましたのでこの調査に何とぞご協力下さいますようお願いいたします。

なお準備調査の終つた後さらに一部のお宅に本調査をお願いすることになつていますのでよろしくお願いいたします。

国内の就業状態　（昭和30年7月）

就状態総	総数	男	女	
	千人	千人	千人	%
14才以上人口総数	60,830	28,840	31,990	100
労働力人口	43,100	24,520	18,580	70.9
就業者	42,380	24,110	18,270	(69.7)
完全失業者	720	410	310	(1.2)
非労働力人口	17,610	4,240	13,380	(28.9)
労働力人口比率	70.9%	85.0%	58.1%	—